



# 鳥取県公報

平成17年7月15日(金)  
第7703号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (559) (障害福祉課) .....	1
	土地改良区の定款の変更の認可 (560) (耕地課) .....	2
	県営土地改良事業の工事の完了 (561) (＃) .....	2
	県道の区域の変更 (562) (道路企画課) .....	3
	県道の供用の開始 (563) (＃) .....	4
教委告示	平成18年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (16) (高等学校課) .....	4
公 告	クリーニング師試験の実施 (県民生活課) .....	6
調達公告	公募型プロポーザル方式による建築設計業務の基本設計者等の選定 (管財課) .....	8
	公募型指名競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) .....	10

## 告 示

### 鳥取県告示第559号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を平成17年7月6日付けで指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
呼吸器科 心臓血管外科	心臓機能障害、呼吸器機能障害	森本 啓介	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
内科	呼吸器機能障害	服岡 泰司	境港市米川町44 社会福祉法人鳥取県済生会 境港総合病院
小児科 リハビリテーション科	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、呼吸器機能障害、肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	北原 信	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター

脳神経外科	肢体不自由	谷浦晴二郎	米子市西町6 医療法人育生会 高島病院
歯科 <sup>くわ</sup> 口腔外科	そしゃく機能障害	谷尾 和彦	米子市西町36-1 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
内科	呼吸器機能障害	井川 克利	米子市西町36-1 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
内科 循環器科 呼吸器科 消化器科	心臓機能障害、呼吸器機能障害	面谷 博紀	米子市昭和町71-1 面谷内科循環器科クリニック
小児科	肢体不自由	前岡 幸憲	鳥取市江津260 鳥取県立鳥取療育園
耳鼻 <sup>いんこう</sup> 咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	樋上 弓子	境港市米川町44 社会福祉法人鳥取県済生会 境港総合病院
整形外科	肢体不自由	永井 琢己	米子市上後藤一丁目8-26 医療法人社団永井整形外科医院
内科	呼吸器機能障害	佐藤 暢	米子市旗ヶ崎七丁目7-18 社会福祉法人寿耕会 西部診療所
眼科	視覚障害	松浦 一貴	倉吉市瀬崎町2714-1 医療法人十字会 野島病院
耳鼻 <sup>いんこう</sup> 咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	荒川 圭三	米子市東福原六丁目12-43 医療法人社団荒川耳鼻咽喉科医院

**鳥取県告示第560号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を平成17年7月11日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第561号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
中山間地域総合農地防災事業西御門地区農業用排水	平成16年6月15日
中山間地域総合農地防災事業西御門地区承水路	平成16年7月20日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業北条西地区農道整備	平成12年12月22日
県営基幹水利施設補修事業上北条地区農業用排水	平成14年3月1日
県営ため池等整備事業巖城堰地区頭首工整備	平成14年3月25日
県営ふるさと農道緊急整備事業西高尾地区農道整備	平成14年10月3日
県営ため池等整備事業国信地区ため池等整備	平成15年11月26日
県営ため池等整備事業穂波地区ため池等整備	平成16年2月27日
県営ほ場整備事業（担い手育成型）中北条地区区画整理	平成16年3月9日
県営中山間地域総合整備事業上庄地区農道整備	平成16年5月2日
県営中山間地域総合整備事業上庄地区農業用排水	〃
県営中山間地域総合整備事業上庄地区区画整理	〃
県営中山間地域総合整備事業上庄地区暗渠排水	〃
県営中山間地域総合整備事業上庄地区客土	〃
県営ほ場整備事業（担い手育成型）下北条地区区画整理	平成16年12月27日
県営土地改良総合整備事業加勢蛇川地区客土	平成17年3月10日
県営土地改良総合整備事業加勢蛇川地区暗渠排水	〃
県営土地改良総合整備事業加勢蛇川地区土壌改良	〃
県営土地改良総合整備事業大倉地区農道整備	平成17年3月30日
県営土地改良総合整備事業大倉地区農業用排水	〃
県営土地改良総合整備事業大倉地区区画整理	〃
県営土地改良総合整備事業大倉地区暗渠排水	〃
県営ため池等整備事業北福地区ため池整備	平成17年5月30日
県営中山間地域総合整備事業東郷地区農道整備	平成17年6月24日
県営中山間地域総合整備事業東郷地区農業用排水	〃
県営中山間地域総合整備事業東郷地区区画整理	〃
県営中山間地域総合整備事業東郷地区ため池等整備	〃
県営中山間地域総合整備事業東郷地区客土	〃

## 鳥取県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年7月15日から2週間鳥取県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伏野覚寺線	鳥取市安長字長丁441 - 5 地先から同市松並町一丁目287	変更前	13.0 ~ 43.0	266.0

地先まで	変更後	27.0～66.0	290.0
------	-----	-----------	-------

**鳥取県告示第563号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年7月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
伏野覚寺線	鳥取市安長字長丁441 - 5地先から同市松並町一丁目287地先まで	平成17年7月16日

## 教 育 委 員 会 告 示

**鳥取県教育委員会告示第16号**

平成18年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成17年7月15日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

**平成18年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針****1 基本方針**

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力や適性等を総合的に評価して行うものとする。

**2 出願資格**

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成18年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者とする。

**3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜****(1) 推薦入学者選抜**

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。

ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。

**ア 実施期日**

平成18年2月14日（火）

**イ 検査内容**

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

#### ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

#### エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成18年3月15日(水)に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

### (2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 実施期日

平成18年3月7日(火)及び8日(水)(学力検査は、平成18年3月7日(火))

#### イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

##### a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

##### b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

##### c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

#### ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

#### エ 合格発表

平成18年3月15日(水)

#### オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

### (3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## ア 実施期日

平成18年3月23日（木）

## イ 検査内容

（ア）面接は、入学志願者全員に対して実施する。

（イ）学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

## ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

## エ 合格発表

平成18年3月27日（月）

## 4 通信制課程における入学者選抜

## （1）実施期日

平成18年3月1日（水）から同月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

## （2）検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

## （3）選抜方法

合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。

## （4）選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

## 5 配慮事項

## （1）検査に当たっての配慮

身体に障害のある生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

## （2）選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

## 6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

---

公 告

---

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成17年10月5日(水)	午前10時から午前11時30分まで
実 地 試 験	平成17年10月5日(水)	午前11時30分から

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

## 3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 洗濯物の処理に関する知識(薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け)

イ 洗濯物の処理に関する技能(しみ抜き及びアイロン仕上げ)

(4) 試験には、次のものを持参しなければならない。

ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具

イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ(綿の混入率が35パーセント以上で白色のものに限る。)

## 4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により同条に規定される者とみなされる者を含む。)であること。

## 5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書(日本工業規格によるもの)

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

(2) 受付期間

平成17年8月22日(月)から同年9月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除くものとし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による場合は、平成17年9月9日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限って受け付ける。)

(3) 提出先

鳥取県生活環境部県民生活課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)又は県内各保健所に持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、普通書留又は信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによること。

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

## 7 合格者の発表

- (1) 発表日 平成17年10月14日(金)
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

## 8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課(電話0857-26-7185)又は県内各保健所に照会すること。
- (3) 郵便又は信書便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- (4) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部県民生活課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

---

## 調 達 公 告

---

公募型プロポーザル方式により建築設計業務の基本設計者及び実施設計者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取警察署鳥取駅前交番新築工事基本・実施設計委託
- (2) 業務場所 鳥取市東品治町
- (3) 業務内容

本件業務は、鳥取駅前交番を新築するための基本設計及び実施設計の業務並びに既設鳥取駅前交番の内部撤去の実施設計業務を行うものである。

ア 新築交番 鉄筋コンクリート造2階建 新築 延べ面積 202.20平方メートル

イ 既存交番 鳥取駅舎内 内装撤去 延べ面積 131.40平方メートル

- (4) 履行期間 契約日から150日間程度
- (5) 委託料 502万円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第974号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に係るものを有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (5) 平成17年7月15日(金)から同月27日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成12年度以降に建築設計の業務を実施し、かつ、実施設計の業務(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋



コンクリート造で階数が2以上、かつ、延べ面積150平方メートル以上の建物に係るものに限る。以下「同種業務」という。)の成果品を納入した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(7) 本件業務の基本設計及び実施設計の業務期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有し、かつ、同種業務の実績を有している者を管理技術者(以下「配置予定技術者」という。)として配置できること。

(8) 鳥取県県土整備部測量等業務プロポーザル実施要綱(平成14年4月12日付管第138号)第4条第2項各号に該当しない者又は鳥取県職員(一般職に限る。)を退職後2年以内の者を雇用していない者であること。

### 3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者(以下「企画提案予定者」という。)は、鳥取県総務部指名審査委員会運営要綱(平成15年7月1日付)により設置された指名審査委員会(以下「指名審査委員会」という。)で、参加表明書を提出した者の中から、次の事項を審査して選定する。

(1) 参加表明者の同種業務の実績

(2) 配置予定技術者の資格、経歴及び同種業務の実績

### 4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、地元企業・自治会の代表者及び警察関係者で構成する鳥取警察署鳥取駅前交番新築工事基本・実施設計委託に関する企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)で、次の事項について行う。

(1) 交番としての機能性に関する考え方

(2) 交番の利用者への配慮に関する考え方

(3) 交番の外観及び外構のデザインに関する考え方

(4) 周辺の環境及び町並みへの配慮に関する考え方

(5) その他(省エネ、コスト縮減、地産地消等への配慮に関する考え方)

### 5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、指名審査委員会で次の事項を総合的に勘案して、優れたものから順位を付けて選定する。

(1) 評価委員会による企画提案書の評価結果

(2) 本件業務の実施体制

### 6 手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課営繕室(鳥取県庁県議会棟1階)

電話 0857-26-7014

(2) 鳥取警察署鳥取駅前交番新築工事基本・実施設計委託プロポーザル参加表明書及び企画提案書作成要領(以下「企画提案書等作成要領」という。)の交付

企画提案書等作成要領は、平成17年7月15日(金)から同月27日(水)までの間にインターネットの鳥取県発注工事等の情報公開のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成17年7月15日(金)から同月27日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成17年7月27日(水)午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

企画提案書の提出者に選定された者に別途通知する。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により優れていると認められた者の順に契約の交渉を行う。

8 その他

詳細は、企画提案書等作成要領による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号(建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。)に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年7月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事(建築一工区)	
	工事場所	倉吉市小田	
	工事の内容並びに構造及び規模	<p>1 工事内容</p> <p>特定共同企業体による共同施工により、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟の新築工事を実施する。また、別途発注予定の県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟(建築二工区)、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟(電気設備)及び県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟(機械設備)と協調を図り実施するものとする。</p> <p>2 構造及び規模</p> <p>鉄筋コンクリート造4階建 延床面積3,687平方メートル</p>	
	工 期	平成17年10月(着工日)から平成18年12月10日まで	
	発注工種	建築一般	
	予定価格	614,861,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)	
	発注機関	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	
	単独・共同企業体の別	共同企業体(2者による共同施行方式)	
	構成員の区分	代 表 者	構 成 員
	本店所在地	県 内	県 内
建設業許可	建築工事業に係る特定建設業の許可	建築工事業に係る一般建築業又は	

会社要件	入札参加資格 (格付)	建築一般A級	特定建設業の許可	
	総合点数	1,080点以上	建築一般A級	
	総合評定値(P)	-	-	
	同種工事実績	-	-	
設計業務の受託者	株式会社尾崎設計事務所	住 所	倉吉市東昭和町187	
		電 話	0858 - 23 - 1531	
入札参加者の条件	配置技術者の専任の要否	専任を要する		専任を要する
	配置技術者の資格	監理技術者資格者証を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士		1級建築士又は1級建築施工管理技士
	施工管理実績	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物の新築工事又は増築工事(平成8年度以降に完成し、引渡しの完了しているものに限る。)の施工管理実績。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のもの(出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上の実績と同等のものとして教育委員会事務局指名審査委員会が認めたものを含む。)に限る。		-
	現場代理人としての実績の認否	認めない。		-
	特定技術者の資格	1級建築士又は1級建築施工管理技士		
技術者要件	その他	(1) 共同企業体の各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。 (2) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。 (3) 教育委員会が所管する施設の整備に関し、知事、教育委員会その他の県の機関に要望書等を提出したことがある者が入札参加者の代表権を有する者でないこと。		
	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住 所	鳥取市東町一丁目271
			電 話	0857 - 26 - 7933
応募方法	応募期間	平成17年7月15日から同月26日午後4時まで		
	応募書類	一般事項等告示様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号。ただし、様式第5号については、増員基準価格未達の応札となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	協定書及び委任状		
	提出部数	1部		
	郵送等の可否	不可		
	入札方法	公募型指名競争入札		
入札方法	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	紙入札		
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
	支払条件	支払限度額 平成17年度：請負金額の18パーセント、平成18年度：請負金額の82パーセント		
工事関係図書の閲覧場所	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住 所	鳥取市東町一丁目271	
		電 話	0857 - 26 - 7536	
問い合わせ先	事務手続	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住 所	鳥取市東町一丁目271
			電 話	0857 - 26 - 7933
	技術的事項	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住 所	鳥取市東町一丁目271
			電 話	0857 - 26 - 7536
備 考				

